

別府建設株式会社

認定番号：20034

新規認定日：令和2年6月3日



〈達成している項目〉

28の取組項目中、**16項目**達成！

I 実現に向けての手法・工夫

生産性向上の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員向けの研修制度がある ・自己啓発の取組みの支援制度がある
管理職へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革に係る研修の受講機会を提供している
従業員へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革に係る制度，事業等の説明会を開催している
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前1年間において，社内の親睦を図るイベントの開催実績がある

II 分野別の取組み

(1) 非正規雇用の処遇改善，正規雇用の推進

非正規雇用労働者の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ・非正規雇用労働者の能力開発制度がある
働き方改革に対応した人事評価・処遇	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室の設置等の職場における各種ハラスメントの防止の措置がある

(2) 長時間労働の是正

長時間労働の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜残業を原則禁止している
	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働の上司による事前承認を徹底している
年次有給休暇取得の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・時間単位又は半日単位での休暇制度がある
	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の休暇取得状況を把握している

(3) ワーク・ライフ・バランスの確保

治療と仕事の両立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の治療及び通院のための休暇制度がある
介護と仕事の両立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児法」という。）に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある

子育てと仕事の両立の支援	・育児法に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある
--------------	-----------------------------

(4) ダイバーシティの推進

若者が働きやすい環境整備	・キャリアアップに資する研修その他の人材育成制度がある
高齢者の活躍の推進	・65歳までの定年の引き上げ
多様な人が多様な働き方をする職場づくりの促進	・結婚した後の旧姓使用を認める制度がある

〈ひとことコメント〉

仕事と育児の両立ができるよう、制度整備を行いました。

「定時退社を促す（ノー残業デー・一斉消灯・その他）」「家族のための年休取得を促す」「家族参加のレクリエーションなどの開催」「授業参観など学校行事、保育所・幼稚園行事などへの参加奨励」などの取組みを行っています。

また、当社は、福岡県の「子育て応援宣言企業」に登録しています。



▲社員旅行で海外へ



▲創業 50 周年記念祝賀会



▲事務所内観